

平成 19 年 5 月 10 日

平成 19・20 年度

建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格者 の皆様へ

高知市役所 総務部 契約課

## 平成 19 年度 入札・契約制度の改正について

高知市では、建設工事に係る入札・契約制度について下記のとおり改善し、平成 19 年 6 月 1 日より施行いたします。

なお、改正内容の詳細については、別添の要領等をご参照ください。

### 記

#### 1 事後審査型制限付き一般競争入札の導入

予定価格が 3 千万円以上 1 億 5 千万円未満の建設工事については、従来の公募型指名競争入札に代わって事後審査型制限付き一般競争入札を導入します。なお、1 億 5 千万円以上の建設工事については、従来どおりの事前審査型の制限付き一般競争入札により入札手続を行い変更はありません。

#### 2 事後審査型制限付き一般競争入札の内容

事後審査型制限付き一般競争入札の実施要領を定めます。詳細については実施要領を参照ください。

従来の公募型指名競争入札から変更となる点は次のとおりです。

入札参加申請書には、申請工事名及び配置予定技術者名のみを記載して申請してください。

工事毎に定めた同種工事の実績や技術者の経験等の入札資格要件は、開札後提出された入札資格要件確認書によって審査することになりますので、入札参加者は施工証明や技術者の資格者証等の証明書類を開札日までにご準備ください。

開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とします。また落札候補者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより資格要件の確認を行う順序を決定します。

落札候補者は、提出を求められた日から起算して 2 日以内に入札資格要件確認書を提出して下さい。なお、提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失います。

落札候補者が期日までに入札資格要件確認書を提出しない場合、又は落札後の審査において落札候補者が入札資格を有しないと認められる場合は、指名停止等の措置を行うこととなりますので、入札資格要件を十分に確認のうえ入札参加申請を行ってください。

一般競争入札においては、特別な場合を除き土木一式工事における高知市内での地域区分の設定は行いません。

### 3 中間前払金の導入

従来の前払金制度に加え、中間前払金を導入します。

中間前払金とは、既に前払金を支出した工事について、工事半ばで当該工事の出来高が50%以上になる等、一定の要件を満たしている場合に、**保証事業会社の保証を条件に請負金額の2割（限度額1億円）を追加して支払う前払金制度**です。

中間前払金の要件（すべてを満たすこと）は次のとおりです。

- ・ 工期の2分の1を経過していること。
- ・ 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
- ・ 工事の進捗額が請負金額の2分の1以上となっていること。

請負者は中間前払金又は部分払のどちらかを契約時に選択する。

出来高検査は行わず、履行報告書の確認で認定する。

中間前払金を希望する場合は、認定申請書及び履行報告書を提出し、認定を受けた後、保証事業会社の保証書を添えて、工事請負代金一部前払申請書（従来の様式と同じ）を提出してください。

認定の様式については、高知市ホームページにある「中間前金払認定に関する様式」をご覧ください。

### 4 指名停止措置要綱の運用に関する基準の一部改正

指名停止の対象となる又は指名停止中の業者から、分割・合併・営業譲渡等により事業を受け継いだ業者についても、同じ措置要件により指名停止を行います。

以 上

事務担当：高知市 総務部 契約課（工事契約担当）  
高知市本町5丁目1番45号（本庁舎4階）  
：088-823-9416 FAX:088-823-9496  
E-mail:kc-050500@city.kochi.lg.jp